

令和 5 年 度

監 査 等 基 本 計 画 書

遠 野 市 監 査 委 員

令和 5 年度遠野市監査等基本計画

1 基本方針

令和 5 年度は、第 2 次遠野市総合計画・後期基本計画の 3 年目の中間年となる。総合計画の共通優先方針である「産業振興・雇用確保」と「少子化対策・子育て支援」はもとより、将来を見据えた「もの・ひと・こと」への投資に重点化した総額 189 億 5 千万円の「遠野の未来投資予算」が令和 5 年 3 月遠野市議会定例会で成立し、新規 26 事業を加えた 365 事業が展開される。

特に重点とした将来を見据えた「もの・ひと・こと」への投資については、持続可能で活力のあるまちを目指し、新たに空き家、空き店舗を活用した地域活性化と合わせた移住者への住環境の整備、日本の未来を担う子どもたちの学習環境の充実、デジタル化による行政手続きの簡素化や行政運営の効率化を図り、地域課題の解決と市民サービスの向上につなげる等の施策に取り組むこととしている。

一方、新型コロナウイルス感染症への継続した対策、コロナ禍やウクライナ情勢などの影響による物価高騰への対策、老朽化した施設の更新など取り組むべき課題は山積している。

このような中、行財政運営においては予算編成の考え方にに基づき、予算計上した事業について最小の経費で最大の効果が挙げられるよう創意工夫を図り、着実な執行に努めるとともに、持続可能な財政基盤の強化に取り組まなければならない。

令和 5 年度はこうした状況を念頭に置き、市の行財政運営が公正かつ効果的に行われるよう、監査基準を踏まえ次の方針に基づき監査を実施する。

- (1) 市の事務事業の執行について、合規性及び正確性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも検証する。
- (2) 違法・不正・事務の誤りなどを指摘するにとどまらず、事務事業の改善に向けた指導に重点をおいて実施する。
- (3) 監査等の結果による指摘、要望事項等に対する改善措置状況を把握し、監査の実効性を確保する。
- (4) 行財政運営の透明性を図るため、監査結果と指摘に関する改善の方策（措置状況）をホームページ等で公表する。

2 監査等の種類

(1) 監査

- ア 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定による監査）
- イ 財政的援助団体等に関する監査（法第199条第7項の規定による監査）
- ウ 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）
…必要があると認めるとき。
- エ 随時監査（法第199条第1項及び第5項の規定による監査）
…必要があると認めるとき。

(2) 検査

- ア 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

(3) 審査

- ア 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定による審査）
- イ 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査）
- ウ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定による審査）

3 監査等の個別実施方針

令和5年度に監査委員が実施する監査等の内容は次のとおりとし、具体的な内容は、各監査等の実施計画において別に定める。

(1) 監査

ア 定期監査

(ア) 財務

市の財務に関する事務の執行及び市が経営する事業の管理のほか、これらに関連する行政事務を含め、合規性及び正確性を主眼とし、経済性、効率性及び有効性の視点に留意して実施する。

なお、実施にあたっては、対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。）の内容及び程度を検討した上で、監査等の対象を定めるものとする。

(イ) 工事

市が実施した工事（工事に伴う設計、監理等の業務委託を含む。）について、設計、積算、契約、施工等の各段階において合規性及び正確性並びに技術面から工事が適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性及び有効性の視点に留意して実施する。

イ 財政的援助団体等に関する監査

(ア) 財政的援助団体等

市が補助金等を交付している団体における財政的援助に係る出納その他

の事務の執行について、財政的援助の目的に沿って適正かつ効果的に使用されているかを主眼とし、併せて、所管部局の当該団体に対する補助金等の交付事務に関する法規性、正確性等の視点に留意して実施する。

(イ) 出資団体

市が出資している団体（出資比率が25%以上の法人）における事業運営に係る出納その他の事務の執行について、出資の目的に沿った事業運営が行われているか、会計経理等が適正に行われているか、経営成績及び財政状況が良好かを主眼とし、併せて、所管部局の当該団体に対する指導監督の有効性等の視点に留意して実施する。

(ウ) 指定管理者

市が公の施設の管理を行わせている団体における当該公の施設の管理に関して、協定書に定める事項は正確に履行されているか、会計経理等が適正に行われているか、施設利用者に対する安全対策に配慮されているかを主眼として実施する。併せて、所管部局の当該団体に対する指導監督、指定管理料の交付事務の法規性及び正確性並びに公の施設の管理に要する経費が適正に算定されているか等の視点に留意して実施する。

ウ 行政監査は、必要があると認めるとき実施する。

エ 随時監査は、必要があると認めるとき実施する。

(2) 検査

会計管理者並びに水道事業及び下水道事業の管理者が管理する毎月の現金出納について、出納状況報告書等の計数が公金出納総括日計表ほか出納関係諸帳簿、残高証明書等の計数と一致しているか、現金保管事務は適正に行われているかを主眼に検査する。

また、支出証拠書類等に関して、試査による方法で検査を行う。

(3) 審査

ア 一般会計、特別会計及び公営企業会計決算

決算書その他関係諸表について、法令にのっとり作成されているか、その計数は正確であるかを確認するとともに、予算執行、財産管理、経営成績、財政状況等について審査する。

イ 基金運用状況

基金運用の状況を示す書類について、計数は正確であるか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

ウ 健全化判断比率等

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令にのっとり作成されているか、その計数が適正に算定されているかについて審査する。

4 監査等の報告及び意見の提出

監査等の結果に関する報告等については次のとおりとし、遠野市公式ホームページでも公開する。

(1) 監査

ア 提出及び公表

監査を終了したときは、結果に関する報告書を議会及び市長等へ提出し公表する。

なお、監査の結果に基づいて、必要があると認めるときは、結果に関する報告に添えて意見を提出する。

イ 措置の公表

監査の結果等に基づき、市長等から措置を講じた通知があったときは、速やかに公表する。

ウ 措置状況の確認

必要に応じて、措置方針に基づき事務事業等の改善が図られているかを確認する。

(2) 検査

検査を終了したときは、結果に関する報告書を議会及び市長等へ提出する。

(3) 審査

審査を終了したときは審査意見書を市長に提出する。

5 監査等の実施時期

監査等の実施時期は、次のとおりとする。

(令和5年3月15日現在の計画)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
監 査	有価証券等・水道事業貯蔵品監査 4/7-4/18 工事監査 4/14-5/15 補助金等監査 5/2-6/2 財政的援助団体等監査 5/26-6/21 出資法人監査 7/3-8/18					定期監査（前期） 10/10-11/22 指定管理者監査 9/22-10/23		定期監査（後期） 12/18-2/5				
	現金出納検査は毎月実施（支出証拠書類等検査は試査により実施）											
審 査	公営企業決算審査 6/2-8/18 基金運用状況審査 7/3-8/18 一般会計等決算審査 7/3-8/18 健全化判断比率等審査 8/1-8/18											
検 査	現金出納検査は毎月実施（支出証拠書類等検査は試査により実施）											

注) 監査の種類及び実施時期については、変更することがある。